別紙様式第二十二号5記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第41条の40第1項の指定申請書又は法第41条の55第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十二号7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第41条の40第1項の指定申請書又は法第41条の55第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第八条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号目次中記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　法第69条の4において準用する保険業法第308条の3第1項若しくは法第69条の5において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第69条の4において準用する保険業法第308条の18第1項の規定若しくは法第69条の5において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式第一号5記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第69条の4において準用する保険業法第308条の3第1項若しくは法第69条の5において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第69条の4において準用する保険業法第308条の18第1項の規定若しくは法第69条の5において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第一号7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第69条の4において準用する保険業法第308条の3第1項若しくは法第69条の5において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第69条の4において準用する保険業法第308条の18第1項の規定若しくは法第69条の5において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第九号目次記載上の注意中4．を5．とし、1．から3．までを2．から4．までとし、1．として次のように加える。

1．法第3条第1項の規定及び第1条第1項の規定による認可申請書又は中小企業等協同組合法第35条の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事（組合）長　氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第九号第1の3．のII記載上の注意中2．を3．とし、1．を2．とし、1．として次のように加える。

1．法第3条第1項の規定及び第1条第1項の規定による認可申請書又は中小企業等協同組合法第35条の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第九号の二目次記載上の注意中3．を4．とし、2．を3．とし、1．を2．とし、1．として次のように加える。

1．法第3条第1項の規定及び第1条第1項の規定による認可申請書又は中小企業等協同組合法第35条の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事（組合）長　氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号目次記載上の注意中4．を5．とし、1．から3．までを2．から4．までとし、1．として次のように加える。

1．法第3条第1項の規定及び第1条第1項の規定による認可申請書又は中小企業等協同組合法第35条の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「（理事長）　氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号第1の3．のII記載上の注意中2．を3．とし、1．を2．とし、1．として次のように加える。

1．法第3条第1項の規定及び第1条第1項の規定による認可申請書又は中小企業等協同組合法第35条の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号の二目次記載上の注意中3．を4．とし、2．を3．とし、1．を2．とし、1．として次のように加える。

1．法第3条第1項の規定及び第1条第1項の規定による認可申請書又は中小企業等協同組合法第35条の2の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「（理事長）　氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。